



認 証 報 告 書

東京都文京区本駒込2丁目28番8号
 独立行政法人情報処理推進機構
 理事長 富田 達夫



IT製品 (TOE)

申請受付日 (受付番号)	平成30年9月27日 (IT認証8689)
認証識別	JISEC-C0629
製品名称	TOSHIBA e-STUDIO2010AC/2510AC ファクスユニット (GD-1370J/GD-1370NA/GD-1370EU) およびFIPSハードディスクキット (GE-1230) 付モデル
バージョン及びリリース番号	SYS V1.0
製品製造者	東芝テック株式会社
機能要件適合	プロテクションプロファイル適合、CCパート2拡張
プロテクションプロファイル	Protection Profile for Hardcopy Devices 1.0 dated September 10, 2015 (認証識別: JISEC-C0553)
ITセキュリティ評価機関の名称	一般社団法人 ITセキュリティセンター 評価部

上記のTOEについての評価は、以下のとおりであることを認証したので報告します。

平成31年3月13日

セキュリティセンター セキュリティ技術評価部
 技術管理者 矢野 達朗

評価基準等：「ITセキュリティ評価及び認証制度の基本規程」で定める下記の規格に基づいて評価された。

- ① Common Criteria for Information Technology Security Evaluation Version 3.1 Release 5
- ② Common Methodology for Information Technology Security Evaluation Version 3.1 Release 5

評価結果：合格

「TOSHIBA e-STUDIO2010AC/2510AC ファクスユニット (GD-1370J/GD-1370NA/GD-1370EU) およびFIPSハードディスクキット (GE-1230) 付モデル」は、独立行政法人情報処理推進機構が定めるITセキュリティ認証等に関する要求事項に従い、定められた規格に基づく評価を受け、所定の保証要件を満たした。

目次

1	全体要約	1
1.1	評価対象製品概要	1
1.1.1	プロテクションプロファイルまたは保証パッケージ	1
1.1.2	TOEとセキュリティ機能性.....	1
1.1.2.1	脅威	2
1.1.2.2	構成要件と前提条件.....	2
1.1.3	免責事項	2
1.2	評価の実施.....	2
1.3	評価の認証.....	2
2	TOE識別	4
3	セキュリティ方針	5
3.1	利用者の役割	5
3.2	保護資産.....	6
3.3	脅威	7
3.4	組織のセキュリティ方針	8
4	前提条件と評価範囲の明確化	9
4.1	使用及び環境に関する前提条件	9
4.2	運用環境と構成.....	10
4.3	運用環境におけるTOE範囲	11
5	アーキテクチャに関する情報	12
5.1	TOE境界とコンポーネント構成.....	12
5.1.1	セキュリティ機能.....	13
5.2	IT環境.....	14
6	製品添付ドキュメント	15
7	評価機関による評価実施及び結果.....	17
7.1	評価機関.....	17
7.2	評価方法.....	17
7.3	評価実施概要	17
7.4	製品テスト	18
7.4.1	開発者テスト	18
7.4.2	評価者独立テスト	18
7.4.3	評価者侵入テスト	20
7.5	評価構成について	22
7.6	評価結果.....	22
7.7	評価者コメント/勧告	23
8	認証実施	24

8.1	認証結果.....	24
8.2	注意事項.....	24
9	附属書.....	25
10	セキュリティターゲット.....	25
11	用語.....	26
12	参照.....	28

1 全体要約

この認証報告書は、東芝テック株式会社が開発した「TOSHIBA e-STUDIO2010AC/2510AC ファクスユニット（GD-1370J/GD-1370NA/GD-1370EU）および FIPS ハードディスクキット（GE-1230）付モデル バージョン SYS V1.0」（以下「本 TOE」という。）について一般社団法人 IT セキュリティセンター 評価部（以下「評価機関」という。）が平成 31 年 1 月 31 日に完了した IT セキュリティ評価に対し、その内容の認証結果を申請者である東芝テック株式会社に報告するとともに、本 TOE に関心を持つ調達者や消費者に対しセキュリティ情報を提供するものである。

本認証報告書の読者は、10 章のセキュリティターゲット（以下「ST」という。）を併読されたい。特に本 TOE のセキュリティ機能要件、保証要件及びその充分性の根拠は、ST において詳述されている。

本認証報告書は、本 TOE を購入する調達者を読者と想定している。本認証報告書は、本 TOE が適合する保証要件に基づいた認証結果を示すものであり、個別の IT 製品そのものを保証するものではないことに留意されたい。

1.1 評価対象製品概要

本 TOE の機能、運用条件の概要を以下に示す。詳細は 2 章以降を参照のこと。

1.1.1 プロテクションプロファイルまたは保証パッケージ

本 TOE は、次のプロテクションプロファイル[14][15]（以下「適合 PP」という。）に適合する。

Protection Profile for Hardcopy Devices 1.0 dated September 10, 2015
(認証識別: JISEC-C0553)

1.1.2 TOE とセキュリティ機能性

本 TOE は IT 製品であり、コピー機能、プリンタ機能、スキャン機能、ファクス機能等を備えたデジタル複合機（以下「MFP」という。）である。

本 TOE は、MFP が扱うデータの暴露や改ざんを防止するために、MFP 用のプロテクションプロファイルである適合 PP が要求するセキュリティ機能を提供する。

これらのセキュリティ機能性について、その設計方針の妥当性と実装の正確性について適合 PP の要求する保証要件の範囲で評価が行われた。

本 TOE が想定する脅威及び前提については次項のとおりである。

1.1.2.1 脅威

本 TOE は、以下の脅威を想定している。

TOE の保護資産である利用者の文書データ及びセキュリティ機能に影響するデータは、TOE の操作や、TOE が接続されているネットワークへのアクセスにより、不正に暴露や改ざんされる脅威がある。

また、TOE 自身の故障や、不正なソフトウェアのインストールにより、TOE が持つセキュリティ機能が損なわれる脅威がある。

1.1.2.2 構成要件と前提条件

評価対象製品は、次のような構成及び前提で運用することを想定する。

TOE は、不正な物理的アクセスが制限され、インターネットから保護された LAN に接続される環境で運用されることを想定している。

運用中の TOE の維持管理は、調達者から信頼されている管理者がガイダンス文書に従って適切に行わなければならない。また、TOE の利用者は、安全に TOE を使用するよう訓練を受けていなければならない。

1.1.3 免責事項

本評価では、以下に示す運用は保証の対象外である。

- 「4.3 運用環境における TOE 範囲」で示す TOE の運用環境がセキュアではない状態での運用
- 「7.5 評価構成について」で示す条件以外での TOE の運用

1.2 評価の実施

認証機関が運営する IT セキュリティ評価及び認証制度に基づき、公表文書「IT セキュリティ評価及び認証制度の基本規程」[1]、「IT セキュリティ認証等に関する要求事項」[2]、「IT セキュリティ評価機関承認等に関する要求事項」[3]に規定された内容に従い、評価機関によって本 TOE に関わる機能要件及び保証要件に基づいて IT セキュリティ評価が実施され、平成 31 年 1 月に完了した。

1.3 評価の認証

認証機関は、評価機関が作成した評価報告書[13]、所見報告書、及び関連する評価証拠資料を検証し、本 TOE の評価が所定の手続きに沿って行われたことを確認した。認証の過程において発見された問題については、認証レビューを作成した。認証機関が指摘した問題点は、すべて解決され、かつ、TOE の評価が CC ([4][5][6] または[7][8][9]) 及び CEM ([10][11]のいずれか) に照らして適切に実施されてい

ることを確認した。認証機関は同報告書に基づき本認証報告書を作成し、認証作業を終了した。

2 TOE識別

本 TOE は、以下のとおり識別される。

TOE名称： TOSHIBA e-STUDIO2010AC/2510AC ファクスユニット
(GD-1370J/GD-1370NA/GD-1370EU) およびFIPSハード
ディスクキット (GE-1230) 付モデル

バージョン： SYS V1.0

開発者： 東芝テック株式会社

TOE は、MFP の本体と必須オプションで構成される。TOE の構成品を表 2-1 に示す。

表2-1 TOEの構成品

本体	必須オプション	販売地域
e-STUDIO2010AC	GD-1370J、および GE-1230	日本
e-STUDIO2010AC または e-STUDIO2510AC	GD-1370NA、および GE-1230	北米
e-STUDIO2010AC または e-STUDIO2510AC	GD-1370EU、および GE-1230	欧州

製品が評価・認証を受けた本 TOE であることを、利用者は以下の方法によって確認することができる。

製品のガイドランスの記載に従って、TOE の筐体と操作パネル、梱包箱に表示された以下の情報を確認する。

- ・本体

筐体に表示されている本体の名称が、表 2-1 の「本体」に含まれる名称であること

- ・必須オプション

梱包箱に表示されているオプションの名称が、表 2-1 の「必須オプション」の名称であること

- ・TOE バージョン

操作パネルに表示される TOE バージョンが、TOE 識別のバージョンと一致すること

3 セキュリティ方針

本 TOE は、コピー機能、プリンタ機能、スキャン機能、ファクス機能といった MFP の基本機能を提供しており、利用者の文書データを TOE 内部に保存したり、ネットワークを介して利用者の端末や各種サーバーとやりとりしたりする機能を持つ。

TOE は、適合 PP の要求を満足する以下のセキュリティ機能を提供する。

- ・利用者を識別認証する機能
- ・利用者データをアクセス制御する機能
- ・利用者データ等を暗号化して保存する機能
- ・LAN 利用時に通信経路上の利用者データを保護する機能
- ・セキュリティ管理を識別認証された利用者に制限する機能
- ・セキュリティ関連事象のログを記録する機能
- ・アップデートファームウェアを検証しインストールする機能
- ・起動時にセキュリティ機能が正常に動作することを検証する機能
- ・公衆電話回線交換網と LAN の間を分離する機能

本 TOE のセキュリティ機能の詳細は、5.1 節に示す。

TOE が想定する利用者役割、保護資産、脅威、組織のセキュリティ方針の詳細を 3.1 節から 3.4 節に示す。

3.1 利用者の役割

TOE の使用において、表 3-1 に示す利用者を想定する。

表3-1 利用者の役割

名称	定義
U.NORMAL (一般利用者 / a normal user)	識別され、認証された利用者で、管理者役割を持たない利用者 A User who has been identified and authenticated and does not have an administrative role
U.ADMIN (管理者 / an administrator)	識別され、認証された利用者で管理者役割を持つ利用者 A User who has been identified and authenticated and has an administrative role

3.2 保護資産

TOE の保護資産は、以下の表 3-2 の 2 種類に分類できる。 2 種類の保護資産のうち、利用者データは表 3-3、TSF データは表 3-4 のように、それぞれさらに 2 種類の保護資産で構成される。

表3-2 TOEの保護資産

名称	種別	定義
D.USER	利用者データ	TSFの操作に影響を及ぼさない、利用者のために利用者によって作成されたデータ Data created by and for Users that do not affect the operation of the TSF
D.TSF	TSF データ	TSFの操作に影響を与えるかもしれないTOEのためのTOEによって作成されたデータ Data created by and for the TOE that might affect the operation of the TSF

表3-3 保護資産(利用者データ)

名称	種別	定義
D.USER.DOC	利用者文書データ User Document Data	電子的またはハードコピーの形式で、利用者の文書に含まれる情報 Information contained in a User's Document, in electronic or hardcopy form
D.USER.JOB	利用者ジョブデータ User Job Data	利用者の文書または文書処理ジョブに関連する情報 Information related to a User's Document or Document Processing Job

表3-4 保護資産(TSFデータ)

名称	種別	定義
D.TSF.PROT	保護された TSF データ Protected TSF Data	データの所有者でもなく、または管理者役割も持たない利用者によって、改ざんされた TSF データが TOE のセキュリティ影響を及ぼすかもしれないが、暴露については容認できるような TSF データ。 TSF Data for which alteration by a User who is neither the data owner nor in an Administrator role might affect the security of the TOE, but for which disclosure is acceptable

名称	種別	定義
D.TSF.CONF	秘密の TSF データ Confidential TSF Data	データの所有者でもなく、管理者役割も持たない利用者によって、暴露または改ざんされた TSF データが、TOE のセキュリティに影響を及ぼすかもしれないような TSF データ。 TSF Data for which either disclosure or alteration by a User who is neither the data owner nor in an Administrator role might affect the security of the TOE

3.3 脅威

本 TOE は、表 3-5 に示す脅威を想定する。

表3-5 想定する脅威

名称	定義
T.UNAUTHORIZED_ACCESS	攻撃者は、TOEのインタフェースを通じて、TOE内の利用者文書データへアクセス（閲覧、改変、または削除）、または利用者ジョブデータを変更（改変または削除）するかもしれない。 An attacker may access (read, modify, or delete) User Document Data or change (modify or delete) User Job Data in the TOE through one of the TOE's interfaces.
T.TSF_COMPROMISE	攻撃者は、TOEのインタフェースを通じて、TOE内のTSFデータへの不正なアクセスを得るかもしれない。 An attacker may gain Unauthorized Access to TSF Data in the TOE through one of the TOE's interfaces.
T.TSF_FAILURE	TOEの操作が許可された場合、TSFの誤作動によって、セキュリティの損失を引き起こすかもしれない。 A malfunction of the TSF may cause loss of security if the TOE is permitted to operate.
T.UNAUTHORIZED_UPDATE	攻撃者は、TOEに不正なソフトウェアをインストールするかもしれない。 An attacker may cause the installation of unauthorized software on the TOE.
T.NET_COMPROMISE	攻撃者は、ネットワーク通信をモニターしたり操作したりすることで、送信中のデータにアクセスしたり、TOEのセキュリティを危殆化したりするかもしれない。 An attacker may access data in transit or otherwise compromise the security of the TOE by monitoring or manipulating network communication.

3.4 組織のセキュリティ方針

本 TOE の利用に当たって要求される組織のセキュリティ方針を表 3-6 に示す。

表3-6 組織のセキュリティ方針

名称	定義
P.AUTHORIZATION	<p>利用者は、文書処理及び管理機能を実行する前に権限を付与されなければならない。</p> <p>Users must be authorized before performing Document Processing and administrative functions.</p>
P.AUDIT	<p>セキュリティ関連アクティビティは監査されなければならない。またこのようなアクションのログは保護され、外部ITエンティティへ送信されなければならない。</p> <p>Security-relevant activities must be audited and the log of such actions must be protected and transmitted to an External IT Entity.</p>
P.COMMS_PROTECTION	<p>TOEは、LAN上の他のデバイスと自身を識別できなければならない。</p> <p>The TOE must be able to identify itself to other devices on the LAN.</p>
P.STORAGE_ENCRYPTION	<p>TOEが利用者文書データまたは秘密のTSFデータを現地交換可能な不揮発性ストレージデバイスに保存する場合、TOEはそれらのデバイス上のこのようなデータを暗号化すること。</p> <p>If the TOE stores User Document Data or Confidential TSF Data on Field-Replaceable Nonvolatile Storage Devices, it will encrypt such data on those devices.</p>
P.KEY_MATERIAL	<p>利用者文書データまたは秘密のTSFデータの現地交換可能な不揮発性ストレージのための暗号鍵の生成に寄与するような、平文の鍵、サブマスク、乱数、またはその他のあらゆる値は、不正なアクセスから保護されなければならない、かつそのストレージデバイス上に保存されてはならない。</p> <p>Cleartext keys, submasks, random numbers, or any other values that contribute to the creation of encryption keys for Field-Replaceable Nonvolatile Storage of User Document Data or Confidential TSF Data must be protected from unauthorized access and must not be stored on that storage device.</p>
P.FAX_FLOW	<p>TOEがPSTNファクス機能を提供する場合、PSTNファクス回線とLANの間に分離を保証する。</p> <p>If the TOE provides a PSTN fax function, it will ensure separation between the PSTN fax line and the LAN.</p>

4 前提条件と評価範囲の明確化

本章では、想定する読者が本 TOE の利用の判断に有用な情報として、本 TOE を運用するための前提条件及び運用環境について記述する。

4.1 使用及び環境に関する前提条件

本 TOE を運用する際の前提条件を表 4-1 に示す。これらの前提条件が満たされない場合、本 TOE のセキュリティ機能が有効に動作することは保証されない。

表4-1 前提条件

名称	定義
A.PHYSICAL	TOE、及びTOEが保存または処理するデータの価値に見合った物理セキュリティが、その環境によって提供されることを想定する。 Physical security, commensurate with the value of the TOE and the data it stores or processes, is assumed to be provided by the environment.
A.NETWORK	運用環境は、LANインタフェースへの外部からの直接のアクセスからTOEを保護することを想定する。 The Operational Environment is assumed to protect the TOE from direct, public access to its LAN interface.
A.TRUSTED_ADMIN	TOE管理者は、サイトセキュリティ方針に従ってTOEを管理すると、信頼されている。 TOE Administrators are trusted to administer the TOE according to site security policies.
A.TRAINED_USERS	許可された利用者は、サイトセキュリティ方針に従ってTOEを使用するよう教育訓練を受けている。 Authorized Users are trained to use the TOE according to site security policies.

4.2 運用環境と構成

本 TOE はオフィスに設置され、公衆電話回線網及び組織の内部ネットワークである LAN で接続され、同様に LAN に接続されたクライアント PC 及び各種サーバーと利用される。本 TOE の一般的な運用環境を図 4-1 に示す。

利用者は、TOE の操作パネル、LAN に接続された PC を操作して本 TOE を使用する。

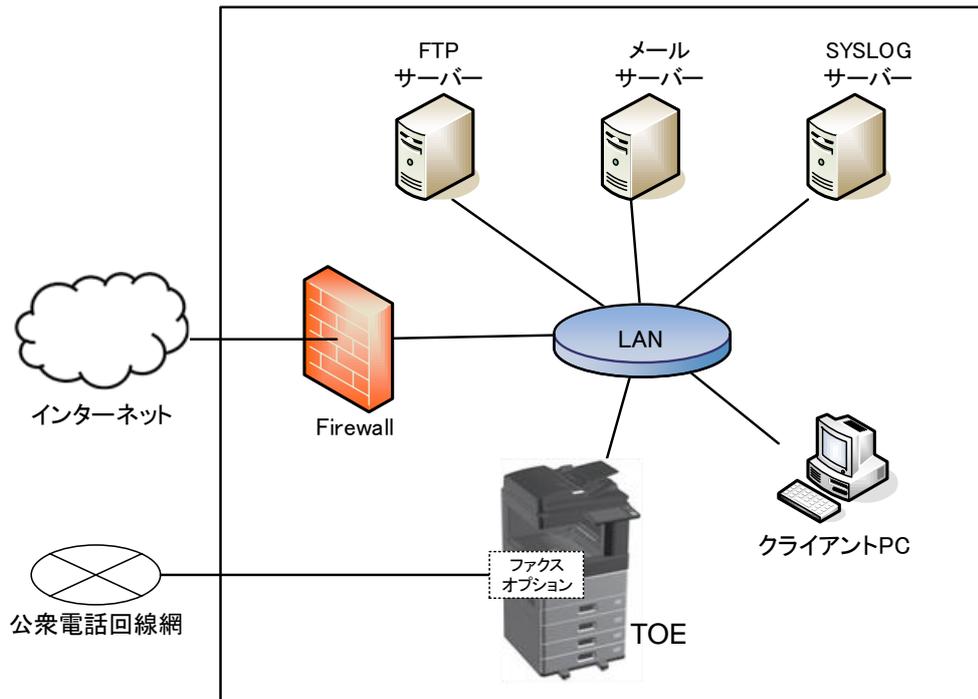


図4-1 TOEの運用環境

TOE の使用環境の構成品について以下に示す。

(1) クライアント PC

利用者が使用する汎用の PC である。

TOE の使用には、以下のソフトウェアが必要である。

- ・ プリンタドライバ

TOSHIBA Universal Printer Driver2 (Version : 7.204.4408.17)

- ・ Web ブラウザ

Internet Explorer 11

(2) SYSLOG サーバー (監査サーバー)

本 TOE により生成された監査ログを保存するための監査サーバーである。syslog プロトコルを使用し、TLS v1.2 に対応してはならない。本サーバーの設置は、必須である。

(3) メールサーバー

「スキャン機能」で、スキャンして読込んだ利用者文書データを E-mail 添付ファイルとして送信する場合に必要である。TLS v1.2 に対応してはならない。

(4) FTP サーバー

「スキャン機能」で、スキャンして読込んだ利用者文書データを指定の FTP サーバーに送信する場合に必要である。TLS v1.2 に対応してはならない。

なお、本構成に示されているハードウェア及び連携するソフトウェアの信頼性は本評価の範囲ではない (十分に信頼できるものとする)。

4.3 運用環境における TOE 範囲

TOE とクライアント PC、TOE と各種サーバーの通信経路上のデータの保護のためには、クライアント PC や各種サーバーにおいても通信プロトコルが正しく動作するようにセキュアに運用されることが必要である。

クライアント PC や各種サーバーがセキュアに運用されることは、運用者の責任となる。

5 アーキテクチャに関する情報

本章では、本 TOE の範囲と主要な構成（サブシステム）を説明する。

5.1 TOE境界とコンポーネント構成

TOE の構成を図 5-1 に示す。図 5-1 の TOE と示されている枠線で囲まれている部分が TOE である。

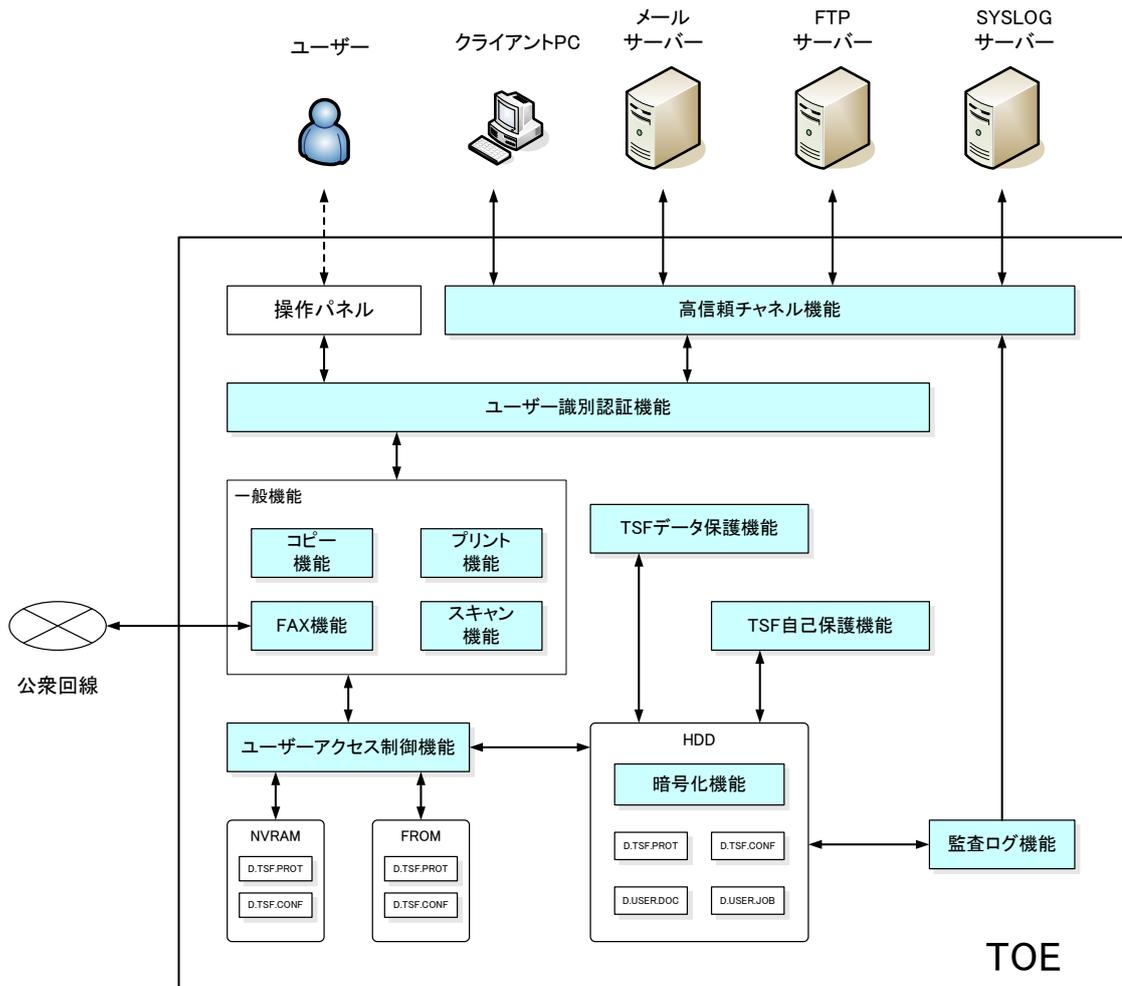


図5-1 TOE境界

TOE の機能は、図 5-1 の色付きの四角で示されている機能で構成される。

以下で、セキュリティ機能について説明する。一般機能については、第 11 章を参照のこと。

5.1.1 セキュリティ機能

(1) ユーザー識別認証機能

操作パネルから、またはクライアント PC の Web ブラウザからの TOE の利用に対し、TOE の利用者をユーザーID とパスワードにより識別認証する。

クライアント PC のプリンタドライバから送信される利用者文書データを TOE が受信する場合は、利用者のユーザーID の識別をする。

(2) ユーザーアクセス制御機能

TOE の一般機能で利用者文書データを操作するときに利用者文書データのアクセス制御を行う。

- ・ 利用者文書データの所有者や利用者役割などの利用者の種別ごとに定められているポリシーに基づき、利用者データへのアクセスを制御する。

(3) 暗号化機能

利用者文書データ等を TOE 内の自己暗号化ドライブに保存する。自己暗号化ドライブは JCMVP により認証済である。

(4) 高信頼チャンネル機能

LAN 利用時に通信経路上の利用者文書データ等を TLS v1.2 による暗号化通信により保護する機能である。

(5) TSF データ保護機能

操作パネルから、またはクライアント PC の Web ブラウザから TSF データを操作するときに、TSF データの種別によるポリシーに基づきアクセス制御を行う。

(6) TSF 自己保護機能

TOE 起動時にセキュリティ機能の正常動作を検証する。

- ・ セキュリティ機能が正常に動作することの検証は、ファームウェアに毀損が無いことの確認により行う。
- ・ 検証においてエラーが検出された場合は、TOE は動作を停止し操作を受け付けられない状態に移行する。

アップデート用のファームウェアを TOE が検証し、正規なファームウェアのみインストールを可能にする。

(7) 監査ログ機能

TOE の使用及びセキュリティに関連する事象のログを生成し、SYSLOG サーバーに送信する。

(8) ファクス回線分離 (FAX 機能の実装として)

公衆回線と LAN の間を分離する。

- ・ 公衆回線からの攻撃に対し LAN を保護するため、公衆回線を介した通信に対してファクスの送受信のみが動作する。

5.2 IT環境

TOE は、LAN を介して各種サーバーやクライアント PC と通信を行う。

TOE は、生成した監査データを監査サーバーに送信する。管理者は監査サーバーから監査データを読み出す。

TOE は、スキャンして読込んだ利用者文書データをメールサーバー及び FTP サーバーに送信することができる。

6 製品添付ドキュメント

本 TOE のうち日本以外で販売される TOE のガイダンスの識別を表 6-1 に、販売地域が日本の TOE に添付されるガイダンスの識別を表 6-2 に示す。

TOE の利用者は、前提条件を満たすため下記ドキュメントの十分な理解と遵守が要求される。

表6-1 添付ドキュメント(英語版ガイダンス)

名称	識別
Quick Start Guide	OME17004400
Safety Information	OME17005600
Copying Guide	OME17006000
Scanning Guide	OME17006600
MFP Management Guide	OME17007400
Software Installation Guide	OME17007200
Printing Guide	OME17007000
TopAccess Guide	OME17007600
Software Troubleshooting Guide	OME17006200
Hardware Troubleshooting Guide	OME17004800
High Security Mode Management Guide	OME170078B0
Paper Preparation Guide	OME17004600
Specifications Guide	OME17005800
Fax Guide GD-1370	OME17008000

表6-2 添付ドキュメント(日本語版ガイダンス)

名称	識別
かんたん操作ガイド	OMJ17004300
安全にお使いいただくために	OMJ17005500
コピーガイド	OMJ17005900
スキャンガイド	OMJ17006500
設定管理ガイド	OMJ17007300
インストールガイド	OMJ17007100
印刷ガイド	OMJ17006900
TopAccessガイド	OMJ17007500
トラブルシューティングガイド [ソフトウェア編]	OMJ17006100
トラブルシューティングガイド [ハードウェア編]	OMJ17004700

名称	識別
ハイセキュリティモード管理ガイド	OMJ170077B0
用紙準備ガイド	OMJ17004500
仕様ガイド	OMJ17005700
ファクスガイド GD-1370J	OMJ17007900

7 評価機関による評価実施及び結果

7.1 評価機関

評価を実施した一般社団法人 IT セキュリティセンター 評価部は、IT セキュリティ評価及び認証制度により承認されるとともに、ILAC（国際試験所認定協力機構）の相互承認に加盟している認定機関（独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センター）により認定を受けており、評価品質維持のためのマネジメント及び要員等の適切性についての要求事項を満たしていることが定期的に確認されている。

7.2 評価方法

評価は、適合 PP が要求する CC パート 3 の保証要件について、CEM に規定された評価方法及び適合 PP の保証アクティビティを用いて行われた。

評価作業の詳細は、評価報告書において報告された。評価報告書では、本 TOE の概要と、CEM のワークユニット及び適合 PP の保証アクティビティごとの評価内容及び判断結果を説明する。

7.3 評価実施概要

以下、評価報告書による評価実施の履歴を示す。

評価は、平成 30 年 9 月に始まり、平成 31 年 1 月評価報告書の完成をもって完了した。評価機関は、開発者から評価に要する評価用提供物件一式の提供を受け、一連の評価における証拠を調査した。また、平成 30 年 10 月に開発者サイトで評価者テストを実施した。

評価作業中に発見された問題点は、すべて所見報告書として発行され、開発者に報告された。それらの問題点は、開発者による見直しが行われ、最終的に、すべての問題点が解決されている。

また、認証機関が見つけた評価の問題点は、認証レビューとして記述されて、評価機関へ渡された。

これらの指摘は、評価機関及び開発者が検討したのち、評価報告書に反映された。

7.4 製品テスト

評価者は、評価の過程で示された証拠を検証した結果から、製品のセキュリティ機能が確実に実行されることを保証するための評価者独立テスト及び脆弱性評定に基づく評価者侵入テストを実行した。

7.4.1 開発者テスト

本評価において、開発者テストは保証要件には含まれない。

7.4.2 評価者独立テスト

評価者は、評価の過程で示された証拠から、製品のセキュリティ機能が確実に実行されることを保証するための独立テスト（以下「独立テスト」という。）を実施した。評価者が実施した独立テストを以下に説明する。

(1) 独立テスト環境

独立テストの構成は、図 4-1 で示した TOE の運用環境に準じ、その構成要素は表 7-1 のとおりである。以下の点で相違があるが、これらの構成でも、ST において識別されている構成と同等であり、本 TOE の機能の確認において問題がないことが評価者により評価されている。

- 評価者がテストした TOE は、第 2 章の TOE 識別で示した TOE の構成品（表 2-1 参照）の組み合わせの一部である。TOE の構成品により以下の相違があるが、セキュリティ機能に影響しないことが判断されている。以下の相違が実際にセキュリティ機能に影響していないことを確認できるような TOE の構成品の組み合わせをテスト対象とした。
 - ・ MFP の本体の相違による印刷速度の相違
 - ・ 販売地域による言語設定の相違(日本語または英語)
 - ・ ファクスユニットの相違(GD-1370J, GD-1370NA または GD-1370EU)
- 外部ネットワークからの不正アクセスに対し TOE を保護するために設置するファイアウォールは、TOE の動作に影響を与えるものではないことからテスト環境には存在しない。
- 公衆電話回線の代わりに、公衆電話回線と同じファクス通信プロトコルをエミュレートすることができる電話回線擬似交換機を使用している。
- TLS のテストでは、評価機関が作成した TLS テストツールを介して TOE とサーバー/クライアント PC 間の通信を行う。TLS テストツールは、適合 PP の保証アクティビティで要求されているパケットデータの改変を行う。それ以外のテストには使用されない。

- 暗号試験など一部のテストでは、TOE 内の暗号モジュールのテストのための呼び出しなどのために開発者が作成したテスト用プログラムを使用する。テスト用プログラムを使用したテストで呼び出されるモジュールは、TOE のモジュールと同一であるため、TOE の機能のテストに適切である。

表7-1 独立テストの構成要素

要素	詳細
TOE	e-STUDIO2010AC ・言語設定：日本語 ・オプション(ファクスユニット)：GD-1370J ・オプション(FIPSハードディスクキット)：GE-1230 e-STUDIO2510AC ・言語設定：英語 ・オプション(ファクスユニット)：GD-1370NA または GD-1370EU ・オプション(FIPSハードディスクキット)：GE-1230
SYSLOG サーバー	Syslog-ng 3.14.1
メールサーバー	Sendmail 8.152
FTPサーバー	ProFTPD 1.3.6
クライアントPC	Webブラウザ： ・Internet Explorer 11 ・Google Chrome 63.0.3239.108 (暗号スイートのテストのため) プリンタドライバ： ・TOSHIBA Universal Printer Driver2 7.204.4408.17

(2) 独立テスト概説

評価者の実施した独立テストは以下のとおりである。

a) 独立テストの観点

評価者が、適合PPの要求及び提供された評価証拠資料から考案した独立テストの観点を以下に示す。

<独立テストの観点>

- ① セキュリティ機能をSFRごとに確認する。
- ② 暗号実装が正しいことを確認する。

b) 独立テスト概要

評価者が実施した独立テストの概要は以下のとおりである。

<独立テスト手法>

TOE の外部インタフェースについて、TOE の操作パネル、クライアントPC、テストツールを使用して入力を行い、そのふるまいを以下の手法で確認した。

- ・ ふるまいが、TOE の外部インタフェースから確認可能な場合は、TOE の外部インタフェースを利用する。
- ・ ふるまいが、TOE の外部インタフェースから確認できない場合は、監査サーバー内のログの調査、ネットワークアナライザや、テスト用プログラムを使用する。

<独立テストの実施内容>

独立テストは、評価者によって 18 項目実施された。

独立テストの観点とそれに対応したテスト内容を表 7-2 に示す。

表7-2 実施した独立テスト

観点	テスト概要
①	セキュリティ機能の確認 ・ 適合PPの保証アクティビティまたはSFRの仕様から作成したテスト項目により、すべてのセキュリティ機能が仕様どおりであることをSFRごとに確認する。
②	暗号実装の確認 ・ TOEにインストールしたテスト用プログラムを使用して、テスト対象の以下の暗号アルゴリズムの実装を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> - RSA(鍵生成、署名生成/検証) - AES-CBC-128、AES-CBC-256 - SHA1、SHA256、SHA512 - HMAC-SHA-1、HMAC-SHA-256、HMAC-SHA-512 - Hash_DRBG、CTR_DRBG - KDF in Counter Mode

c) 結果

評価者が実施したすべての独立テストは正しく完了し、評価者は TOE のふるまいを確認した。評価者は、すべてのテスト結果と期待されるふるまいが一致していることを確認した。

7.4.3 評価者侵入テスト

評価者は、評価の過程で示された証拠から、想定される使用環境と攻撃レベルにおいて懸念される脆弱性となる可能性があるものについて、必要と思われる評価者侵入テスト（以下「侵入テスト」という。）を考案し実施した。評価者が実施した侵入テストを以下に説明する。

(1) 侵入テスト概説

評価者が実施した侵入テストの概説は以下のとおりである。

a) 懸念される脆弱性

評価者は、提供された証拠資料や公知の情報より、潜在的な脆弱性を探索し、侵入テストを必要とする以下の脆弱性を識別した。

- ① TOEの意図しないネットワークのポートが有効になっていたり、稼働しているネットワークサービスに公知の脆弱性が存在することにより悪用される懸念がある。
- ② TOEのWebインタフェースにおいて、URLの直接指定による識別認証機能等のバイパスやXSSなどの公知の脆弱性が存在することにより悪用される懸念がある。
- ③ TOEに入力される不正な印刷データにより、印刷ジョブの操作やバッファオーバーフローまたは任意のコードの実行が発生する懸念がある。
- ④ 操作パネル、プリンタドライバ及びWebインタフェースからの不正な入力により、識別認証機能がバイパスされる懸念がある。

b) 侵入テストの概要

評価者は、潜在的な脆弱性が悪用される可能性を検出するために、以下の侵入テストを実施した。

<侵入テスト環境>

評価者独立テストの環境に、以下の表 7-3 に示すテストツールを追加して実施した。

表7-3 侵入テストで使用したツール

ツール名称	概要・利用目的
ポートスキャンツール nmap 7.60	ポートを検索するために使用
脆弱性スキャンツール Nessus 6.11.1	公知の脆弱性を検出するために使用
Web脆弱性スキャンツール OWASP ZAP 2.7.0	Webの一般的な脆弱性を検出するために使用
Webアプリケーション解析ツール Fiddler 5.0.20173.50948	Webアプリケーションがやり取りする通信データを捕捉、もしくは発行するために使用
プリンタセキュリティテストツール PRET 0.39	印刷デバイスに対しプリンタ言語を用いて脆弱性を検出するために使用
TCP/UDPデータ通信ツール Ncat 1.12	識別認証の脆弱性を検出するために使用
侵入テスト用ツール Metasploit Framework v4.6.2	不正な印刷用ファイルを作成するために使用

<侵入テストの実施項目>

懸念される脆弱性と対応する侵入テスト内容を表 7-4 に示す。

表7-4 侵入テスト概要

脆弱性	テスト概要
①	ポートスキャンツールと脆弱性スキャンツールを使用して、想定しないポートが開いていないこと及び使用可能なポートに公知の脆弱性が存在しないことを確認する。
②	Web脆弱性スキャンツールとWebアプリケーション解析ツールを使用して、Webインタフェースに公知の脆弱性がないことを確認する。
③	不正なふるまいを発生させることを意図した印刷データを使用することにより、意図しないふるまいが発生しないことを確認する。
④	識別認証機能において入力される文字列により、不正なふるまいが発生しないことを確認する。

c) 結果

評価者が実施した侵入テストでは、想定する攻撃能力を持つ攻撃者が悪用可能な脆弱性は確認されなかった。

7.5 評価構成について

本評価の前提となる TOE の構成条件は、第 6 章に示したガイダンスに記述されているとおりでである。本 TOE のセキュリティ機能を有効にし、安全に使用するためには、ガイダンスの記述のとおり TOE を設定しなければならない。ガイダンスと異なる設定にした場合は、本評価による保証の対象ではない。

7.6 評価結果

評価者は、評価報告書をもって本 TOE が CEM のワークユニット及び適合 PP の保証アクティビティのすべてを満たしていると判断した。

評価では以下について確認された。

PP 適合：

Protection Profile for Hardcopy Devices 1.0 dated September 10, 2015

Protection Profile for Hardcopy Devices - v1.0 Errata #1, June 2017

「ハードコピーデバイスのプロテクションプロファイル」適合の申請案件についてのガイドライン[16] FDP_DSK_EXT.1 に関連する時限的措置について

セキュリティ機能要件： コモンクライテリア パート2 拡張

セキュリティ保証要件： コモンクライテリア パート3 適合

評価の結果として、適合 PP が要求する以下の保証コンポーネントについて「合格」判定がなされた。

ASE_INT.1, ASE_CCL.1, ASE_SPD.1, ASE_OBJ.1, ASE_ECD.1,
ASE_REQ.1, ASE_TSS.1, ADV_FSP.1, AGD_OPE.1, AGD_PRE.1,
ALC_CMC.1, ALC_CMS.1, ATE_IND.1, AVA_VAN.1

評価の結果は、第 2 章に記述された識別に一致する TOE によって構成されたものみに適用される。

7.7 評価者コメント/勧告

調達者に喚起すべき評価者勧告は、特にない。

8 認証実施

認証機関は、評価の過程で評価機関より提出される各資料をもとに、以下の認証を実施した。

- ① 所見報告書でなされた指摘内容が妥当であること。
- ② 所見報告書でなされた指摘内容が解決されていること。
- ③ 提出された証拠資料をサンプリングし、その内容を検査し、関連するCEMのワークユニット及び適合PPの保証アクティビティが評価報告書で示されたように評価されていること。
- ④ 評価報告書に示された評価者の評価判断の根拠が妥当であること。
- ⑤ 評価報告書に示された評価者の評価方法がCEM及び適合PPの保証アクティビティに適合していること。

これらの認証において発見された問題事項を、認証レビューとして作成し、評価機関に送付した。認証機関は、本 ST 及び評価報告書において、認証レビューで指摘された問題点が解決されていることを確認し、本認証報告書を発行した。

8.1 認証結果

提出された評価報告書、所見報告書及び関連する評価証拠資料を検証した結果、認証機関は、本 TOE の評価が適合 PP の要求する保証要件を満たすものと判断する。

8.2 注意事項

本 TOE に興味のある調達者は、「4.3 運用環境における TOE 範囲」及び「7.5 評価構成について」の記載内容を参照し、本 TOE の評価対象範囲や運用上の要求事項が、各自の想定する運用条件に合致しているかどうか注意が必要である。

監査データを送信できずに TOE 内部の保存領域の容量を超えた場合、古い監査データは失われる。そのため、運用者は SYSLOG サーバに監査データが送信されていることを定期的に確認する必要がある。

2章で説明したように TOE 識別の確認には、TOE の表示等に加えて、オプション製品の梱包材の確認が必要である。梱包材を捨ててしまった場合、TOE 識別ができないので、注意が必要である。

9 附属書

特になし。

10 セキュリティターゲット

本 TOE のセキュリティターゲット[12]は、本報告書とは別文書として以下のとおり提供される。

名称： TOSHIBA e-STUDIO2010AC/2510AC セキュリティターゲット
バージョン： 0.14
発行日： 2018年11月21日
作成者： 東芝テック株式会社

11 用語

本報告書で使用された CC に関する略語を以下に示す。

CC	Common Criteria for Information Technology Security Evaluation (セキュリティ評価基準)
CEM	Common Methodology for Information Technology Security Evaluation (セキュリティ評価方法)
PP	Protection Profile (プロテクションプロファイル)
SFR	Security Functional Requirement (セキュリティ機能要件)
ST	Security Target (セキュリティターゲット)
TOE	Target of Evaluation (評価対象)
TSF	TOE Security Functionality (TOEセキュリティ機能)

本報告書で使用された TOE に関する略語を以下に示す。

AES	Advanced Encryption Standard
CBC	Cipher Block Chaining
DRBG	Deterministic Random Bit Generator
FTP	File Transfer Protocol
HMAC	Keyed-Hash Message Authentication Code
HTTP	Hypertext Transfer Protocol
MFP	Multifunction Peripheral
PSTN	Public Switched Telephone Network
SHA	Secure Hash Algorithm
TLS	Transport Layer Security
XSS	Cross Site Scripting

本報告書で使用された用語の定義を以下に示す。

FAX機能	公衆電話回線に接続されたG3規格に準拠した外部のファクス機と文書データの送受信を行う機能である。紙文書をスキャンして外部のファクス機に送信するファクス送信機能と外部のファクス機から受信した文書データを利用者の操作により印刷するファクス受信機能がある。
Field Replaceable (Unit)	故障を修理するために現場で交換可能な最小サブアセンブリ。 The smallest subassembly that can be swapped in the field to repair a fault.

Hardcopy Device	<p>電子的文書または画像の物理的媒体を生成または取り扱うシステム。このようなシステムはプリンタ、スキャナ、ファクス装置、デジタルコピー機、デジタル複合機、「オールインワン」及びその他の同様な製品を含む。</p> <p>A system producing or utilizing a physical embodiment of an electronic document or image. These systems include printers, scanners, fax machines, digital copiers, MFPs (multifunction peripherals), MFDs (multifunction devices), “all-in-ones” and other similar products.</p>
JCMVP	暗号モジュール試験及び認証制度 (Japan Cryptographic Module Validation Program) の略称。
コピー機能	利用者による操作パネルからの操作によって、紙文書をスキャンして読み込んだ利用者文書データを複写印刷する機能である。
スキャン機能	利用者による操作パネルからの操作によって、紙文書をスキャンして読み込んだ利用者文書データをメールサーバー及びFTPサーバーに送信する機能である。
プリント機能	クライアントPC のプリンタドライバからLAN経由で利用者文書データを受信し、利用者による操作パネルからの操作によって印刷する機能である。
保証アクティビティ	PP適合のために評価者が実施しなければならない評価作業。CEMの補足であり、適合PP [14]では適合PPの中に記述されている。

12 参照

- [1] ITセキュリティ評価及び認証制度の基本規程, 平成30年7月, 独立行政法人情報処理推進機構, CCS-01
- [2] ITセキュリティ認証等に関する要求事項, 平成30年9月, 独立行政法人情報処理推進機構, CCM-02
- [3] ITセキュリティ評価機関承認等に関する要求事項, 平成30年9月, 独立行政法人情報処理推進機構, CCM-03
- [4] Common Criteria for Information Technology Security Evaluation Part1: Introduction and general model Version 3.1 Revision 5, April 2017, CCMB-2017-04-001
- [5] Common Criteria for Information Technology Security Evaluation Part2: Security functional components Version 3.1 Revision 5, April 2017, CCMB-2017-04-002
- [6] Common Criteria for Information Technology Security Evaluation Part3: Security assurance components Version 3.1 Revision 5, April 2017, CCMB-2017-04-003
- [7] 情報技術セキュリティ評価のためのコモンクライテリア パート1: 概説と一般モデル バージョン3.1 改訂第5版, 2017年4月, CCMB-2017-04-001 (平成29年7月翻訳第1.0版)
- [8] 情報技術セキュリティ評価のためのコモンクライテリア パート2: セキュリティ機能コンポーネント バージョン3.1 改訂第5版, 2017年4月, CCMB-2017-04-002 (平成29年7月翻訳第1.0版)
- [9] 情報技術セキュリティ評価のためのコモンクライテリア パート3: セキュリティ保証コンポーネント バージョン3.1 改訂第5版, 2017年4月, CCMB-2017-04-003 (平成29年7月翻訳第1.0版)
- [10] Common Methodology for Information Technology Security Evaluation : Evaluation methodology Version 3.1 Revision 5, April 2017, CCMB-2017-04-004
- [11] 情報技術セキュリティ評価のための共通方法: 評価方法 バージョン3.1 改訂第5版, 2017年4月, CCMB-2017-04-004 (平成29年7月翻訳第1.0版)
- [12] TOSHIBA e-STUDIO2010AC/2510AC セキュリティターゲット, バージョン0.14, 2018年11月21日, 東芝テック株式会社
- [13] TOSHIBA e-STUDIO2010AC/2510ACファクスユニット(GD-1370J/GD-1370N A/GD-1370EU) およびFIPSハードディスクキット(GE-1230) 付モデル 評価報告書, 第1.2版, 2019年1月31日, 一般社団法人 ITセキュリティセンター 評価部
- [14] Protection Profile for Hardcopy Devices 1.0 dated September 10, 2015 (認証識別: JISEC-C0553)
- [15] Protection Profile for Hardcopy Devices - v1.0 Errata #1, June 2017

- [16] 「ハードコピーデバイスのプロテクションプロファイル」適合の申請案件についてのガイドライン, 第1.4版, 2019年1月10日, 独立行政法人情報処理推進機構